

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月19日

宇都宮地方法務局

登記官 長谷川 浩

記

- 1 手続番号
「第0600-2025-0001号」
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
「宇都宮市徳次郎町字東原3767番2」